

西アフリカサヘル地域における自然資源保全管理のためのガイドラインの作成 Development of the Guidelines for Natural Resource Conservation and Management in Sahel region, West Africa

○山田雅一*,竹中浩一*,保久丈太郎*,東槇健*,宮崎良*,廣瀬千佳子*,小林勤*
Yamada Masakazu*, Takenaka Koichi*, Yasuhisa Jyotaro*, Higashimaki Takeru*,
Miyazaki Ryo*, Hirose Chikako*, Kobayashi Tsutomu*

1. はじめに

西アフリカのサヘル地域では、住民の大半が農業を営んでいる中で、厳しい気候条件のもと不安定な生産を余儀なくされている。この地域においては収奪的農業、過放牧及び過剰な薪炭材採取等により、土地、森林資源等の自然資源の劣化が進み、持続的な食料生産が困難な状況にある。このような状況のもと、(独)国際農林水産業研究センター(以下JIRCASと称す。)は、農林水産省補助事業である「農業生産資源保全管理対策調査」を2008年度から5カ年にわたり、マリ、ニジェールを対象に実施した。同調査では、適切な自然資源管理による持続的な農業生産を目的とし、その中で住民組織による保全管理計画の作成とその実施から成る実証調査を行った。また実証調査から得られた知見をもとにガイドラインをとりまとめた。

2. 調査の概要

(1) 調査対象地域

マリではセグー州、クリコロ州において計4村、ニジェールではティラベリ州において2村を対象に実証調査を行った(Fig. 1)。

(2) 調査の進め方

実証調査は、農村経済研究所(マリ国)、農業省調査計画局(ニジェール国)、両国の調査地域における農業、畜産、森林を管轄する各地方行政機関及び市役所等の協力のもとで、Fig. 2のフローのとおり、3つの段階に分けて実施した。

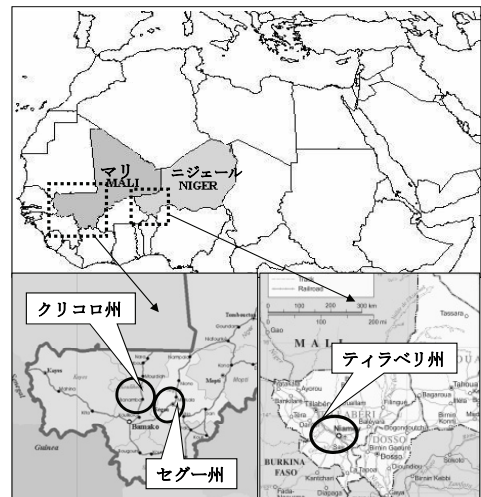


Fig. 1 対象地域 Target Areas

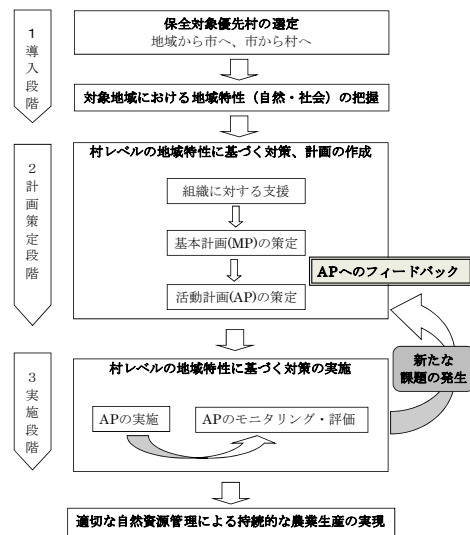


Fig. 2 調査実施フロー
Implementation Flow of the Study

所属：*(独)国際農林水産業研究センター, Japan International Research Center for Agricultural Sciences

キーワード：西アフリカ、自然資源管理

1)導入段階

自然資源の劣化度合い(土壌侵食、農地肥沃度の低下、森林資源の減少)の評価結果、および村内でのキーパーソンの有無等を基準として実証調査対象村を選定し、村の地域特性(社会特性と自然特性)を把握した。社会特性に関しては住民組織の存在およびその運営能力を調査し、マリでは CGTV(村落土地管理委員会)、ニジェールでは COFOB(村落土地委員会)を対象として運営能力強化を行った。自然特性に関しては3つの土地利用区分(裸地・ガレ地、森林・草地、天水農地)に応じて、適切な保全対策を行うこととした。

2)計画策定段階

住民組織による保全対策の実施に際し、自然資源保全基本計画(以下、MP と称す。)および毎年の活動計画(以下、AP と称す。)の作成を、農業、森林事務所等地域行政官の関与のもとに進めた。その中で、PRA(参加型農村調査法)、現地踏査の結果等を踏まえ、導入すべき対策技術(**Table. 1**)を決定した。

Table. 1 土地利用区分と対策技術
Land use classification and technical countermeasures

土地利用区分	対策技術の例
裸地・ガレ地	・ガリ侵食対策(フトンかご工、貧配合モルタル土のう)
森林・草地	・囲込み、草地改良、植林
天水農地	・土壌保全工(等高線畝) ・堆肥作成法改善 ・マイクロドーズ

この対策技術の実施は、住民による労働の無償提供および住民負担金の徴集を前提とした。

3)実施段階

AP の実施過程では、住民との話合いの中で「問いかけ法」を用い、発生した課題に対する住民の気づきを促し、認識された課題に対する対策を具体化した。裸地等におけるガリ侵食対策(フトンかご工)では、住民は無償の労働提供に一旦合意したものの、施工を開始すると労働提供が低迷した。この原因の1つには、住民が過去の他のプロジェクトで Cash for Work を経験していた点があった。このことから AP 作成時には活動内容(優先度の高いニーズ、実施時期及び規模)を十分に調査する必要があることが明らかとなった。また共同活動として当初計画した植林は、複数の関係者間(森林官と住民、牧畜民と農民など)にある軋轢の軽減化と、農家個人のインセンティブ付与を図ることで、個人の活動として継続する可能性があることが分かった。更に天水農地での土壌保全工(等高線畝)では、技術研修は家長だけでなく実際に作業に従事する若者達も対象としなければ実施されないことが分かった。

(3)ガイドライン

上述した技術の導入には、地域行政機関による支援体制の確立が不可欠であった。このため、村落土地管理組織と行政機関との連携強化を軸とし、適切な保全技術等を活動計画として実施する手法を、ガイドラインおよび技術マニュアル(計10種類、2カ国分)としてとりまとめた。これは、2012年12月にニジェール国農業省と共催したセミナーにおいて公表され、両国の関係機関に配布されている。

3. おわりに

自然資源保全は、地域行政官の支援のもと、住民が課題を認識し、その解決策を見出した上で具体的な計画を作成、実行し、更に住民が裨益するという過程を経なければ進みづらい。本ガイドラインはこれらの過程を適切に踏むための手引きとなるものである。